

平成26年8月15日からの大雨による災害救助法
の適用に係る当面の緊急雇用対策等について

平成26年8月15日からの大雨による災害が平成26年8月17日に災害救助法が適用されたことに伴って、京都労働局では、被災された事業場、労働者、求職者等の方々に対して、当面の緊急雇用対策等を下記のとおり実施します。

記

- 1 ハローワークに来所できない求職者のための失業認定日の取扱い
別紙をご覧ください。
- 2 災害時における求職者給付の支給に関する特別措置
別紙をご覧ください。

3 特別相談窓口の設置

京都府知事が災害救助法に基づき適用地域に指定した福知山市を管轄する福知山労働基準監督署、福知山公共職業安定所に「特別相談窓口」を設置しています。特別相談窓口では、例えば次のような相談を受け付けています。

- ① 被災した事業場における雇用維持等に関する事
- ② 被災した事業場の労働者に対する雇用保険の支給に関する事
- ③ 被災した事業場の離職者に対する職業相談・紹介にかんすること
- ④ 被災した事業場の賃金・解雇等労働条件、安全衛生、労災補償に関する事

<相談先>

【福知山公共職業安定所】(①～③担当)

福知山市東羽合町37 電話0773-23-8609

【福知山労働基準監督署】(④担当)

福知山市字内記1丁目10-29 福知山地方合同庁舎4F

電話0773-22-2181

災害時における雇用保険失業給付の 特別措置について

平成26年8月15日から大雨被害により8月17日付け災害救助法適用されました。このことから、京都労働局では雇用保険の失業給付の支給に関して、以下の特別措置等を設けました。

【ハローワークへ来所できない求職者の方々のための失業認定日の取扱いについて】

雇用保険を受給している方が、大雨の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、ハローワークに申し出ることにより、失業の認定日を変更することができます。

失業の認定日にハローワークに来所できなかった方は、ハローワークにお申し出下さい。

【災害救助法適用時における支援について】 (災害時における求職者給付の支給に関する特別措置)

1 概要

この特別措置の目的は、災害によりその雇用される事業所が休業することとなったため一時的な離職を余儀なくされた方に、雇用保険失業給付の基本手当を支給することにより生活の安定を図ろうとするものです。

2 特別措置の内容

次の要件を満たす方については、雇用保険法上の失業者とみなして、雇用保険失業者給付の支給を受けることができます。

災害救助法の適用を受ける市町村（注①）に所在する事業所に雇用される方（注②）で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業（注③）することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方。

（注①：現在災害救助法の適用を受けた市町村は、福知山市）

（注②：雇用保険に6カ月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります）

（注③：災害により直接被害を受け休廃業した場合が対象となります）

3 制度利用に当たっての留意事項

本特別措置制度を利用して、求職者給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

詳しくは、お近くのハローワークまたは京都労働局にお尋ねください。

